

○函館市火災予防条例第18条第1項に規定
する避雷設備の規格について

〔平成15年10月17日
消防本部告示第1号〕

沿革 令和元. 7. 1 消防本部告示第1号

函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号）第18条第1項に規定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）は、日本産業規格A4201:2003（建築物等の雷保護）とする。

ただし、この告示の日前に設置された避雷設備に係る同条例第18条第1項に規定する日本産業規格は、日本産業規格A4201:1992（建築物等の避雷設備（避雷針））とする。